

2. 支援対象とするまちづくりのイメージ

- ① 密集住宅市街地を災害等に強く住み良いまちに整備すること。
- ② 歴史文化遺産等を保全し、近隣地区を含むまちの整備・改善をすること。
- ③ 商店街、市場等の単独の場合は対象としないが、その周辺を含めたまちの再整備をすること。
- ④ 跡地利用計画、公共事業地区等の整備を契機に、周辺・近隣地区のまちの再整備をすること。等です。

3. まちづくり推進団体の認定

まちづくり推進団体の認定には次の条件があります。

- ① 活動地域は、概ね、複数丁目程度の広がり以上の区域であること。
- ② その組織が、まちづくりの対象区域内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者で構成されていること。
- ③ その活動が、住民等の多数の支持を得ていること。
- ④ その活動が、その地域におけるまちの整備・改善及び保全等にかかるまちづくり構想の策定を目的としていること。
- ⑤ 地域の全部又は一部の区域において団体が行うまちづくり活動に対し、国、他の公共団体等から本市が行うまちづくり活動支援と同様の支援を申請日以前に受けていないこと

認定審査会の審査に基づき、まちづくり推進団体として認定します。



4. 支援の内容

①まちづくりアドバイザーの派遣について

まちづくり推進団体の活動状況に応じ、まちづくり制度・まちづくり手法の勉強会や活動の進め方等について助言等を行います。
2年間を限度、年間12回を限度



②まちづくりコンサルタントの派遣について

まちづくり推進団体が地域住民の合意をとりつつ、まちづくり構想の作成に向けた諸活動に対して助言等を行います。
3年間を限度



③まちづくり活動費助成について

まちづくり推進団体が行う勉強会、広報等のまちづくり活動に要する経費*¹及び「まちづくり構想」の印刷経費等*²の一部を助成します。

*¹ 5年間を限度
助成対象経費のうち1/2以内、
限度額は年間
30万円

*² 1回限り助成対象経費のうち
1/2以内、限度
額は20万円



大阪市まちづくりグループ支援 ～まちづくりに取り組みたい そんなグループを応援します～

自分たちの住む地域を住み良いまちにするために活動し「まちづくり推進団体」の認定をめざすまちづくりグループに対して、まちづくり専門家を派遣します。

地域での組織の作り方などを学んでいただきます。

●登録条件

まちづくりグループへの登録には次の条件があります。

- ① 『まちづくり推進団体』として認定をめざす団体であること。
- ② 5名以上（別世帯）の住民等により構成される団体であること。

●派遣内容

「まちづくり組織の設立」「他団体の活動事例の研究」等の指導・助言を行います。（2年間で5回を限度）